

## 『本堅田村諸色留帳』（五）——宝永四年——

東谷 智・鎌谷かおる・栗生 春実・郡山 志保  
高橋 大樹・水本 邦彦・山本 晃子

本史料紹介は、宝永四年（一七〇七）の堅田藩大庄屋日記（『本堅田村諸色留帳』、以下『留帳』と略記）を翻刻したものである。堅田藩大庄屋研究会では、二〇一一年以降、『留帳』の輪読を進めており、その成果の一端として『留帳』の史料紹介を継続して発表している。<sup>1</sup> 堅田藩や堀田氏など、基礎的な事柄は前稿を参照されたい。『留帳』では、毎年行われる事柄以外にもいくつか特徴的なことについて記載がある。そのいくつかを紹介しておきたい。

三月六日には、高嶋郡小川村と、河内国交野郡招提村の者が堅田に滞在することの許可を申請している。理由は眼病養生である。また、八月一日には大溝藩の藩士が眼病養生で堅田に滞在している。遠方から患者がやってくるような医師が堅田にいたことが注目される。なお、他所の者が滞在する際には、領主への届け出が必要であり、留帳に記載されているのはその届け出書きである。

七月一九日には、六代将軍家宣の次男家千代が一日に出生したことが触れられている。二三日には、堅田藩が触を出し、家千代など千代が付く名前を改名するように通達している。将軍の近親者や藩主など、為政者と名前が重ならないように配慮することは、江戸時代にはよく見られることであった。

八月二五日には、本堅田村の庄屋と年寄が血判を藩に提出したことが記載されている。血判とは、捺印をする際に血液を文書につけることである。誓約を守ることにより明確にするため、熊野神社が発行した牛王宝印という紙に制約の文言を記し、神に誓約する形を取った。武家社会では、役職に就任すると役儀を正路に務めるこ

とを誓約した役職誓詞を藩や役所に提出する。

文章が引用されていないため、内容は不明であるが、本堅田村の庄屋・年寄が提出したものは、武家社会の役職誓詞と同様、庄屋・年寄としての勤めに関わるものと考えられる。通常、庄屋・年寄などの村役人が役職誓詞を提出することはなく、本堅田村の村役人の位置付けが他村と異なっていたことも考えられ、興味深い事例である。

九月七日には、本年の重陽の節句について、堅田藩の藩士へ挨拶する必要があることが触れられている。重陽とは五節句の一つ（九月九日）で、重陽の日に挨拶を行うことは武家社会では重要な儀礼の一つである。宝永四年は忌中のため重陽の儀式が行われないこととなったが、忌中でなければ毎年行われていたことになる。こうした触が出されていることは、重陽の儀式に村役人が出席していたことを示している。在府大名である堀田氏は、堅田陣屋に少数の役人（藩士）を配置することから、藩士と藩領村々の人々との儀礼関係が余り見えてこないなか、貴重な事例であると言えよう。

九月一七日には、藩領が税として負担している武家奉公人について、人の交代の必要が生じている。そのため、藩領の葛川六カ村適任者を探すことを本堅田村の喜兵衛が通達している。武家奉公人は、藩領村々の調整によって調達されていたことが分かる事例である。

十一月八日には、年貢納入に際して、金や銀の両替に関する藩の公定相場が示

されている。堅田藩の支出の多くは江戸屋敷で行われたと考えられ、上方の通貨である銀と、江戸で用いられる金の双方が年貢納入の際に意識されており、藩財政の状況の一端を伺うことが出来る。

二〇二〇年度以降も堅田藩大庄屋文書研究会の会員による『留帳』の輪読を会活動の中心に据え、堅田藩・堅田藩領関係の基礎研究を進めていきたい。<sup>(2)</sup>

翻刻は以下の方針で行った

一、原則常用漢字を用いた。

一、変体仮名はひらがなに改めたが、而、茂など書かれている字体をそのまま用いたものもある。

一、注記、傍注などを適宜加えた。

#### 【注】

(1) 東谷智・鎌谷かおる・栗生春実・郡山志保・高橋大樹・水本邦彦・山本晃子「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(一)―元禄一三年―」(『甲南大学紀要』文学編一六四号、二〇一四)。その後、東谷ら七名で『留帳』の史料翻刻を行い、元禄一四年を『甲南大学紀要』文学編一六五号、二〇一五、宝永元年を『甲南大学紀要』文学編一六六号、宝永三年を『甲南大学紀要』文学編一六八に発表した。以下前稿と呼ぶ。

(2) 本稿は、文部科学省科学研究費(基盤研究C)「江戸定府大名堀田氏の所領統治―地域社会と行政機構の相関モデルの構築―」(研究課題番号:17K03115)、研究代表者東谷智)の研究成果の一部である。なお研究組織は以下の通りである。

研究代表者 東谷智

研究分担者 鎌谷かおる 平野哲也

研究協力者 栗生春実 郡山志保 高橋大樹 水本邦彦 山本晃子

#### 【謝辞】

伊豆神社宮司平野修保氏、責任役員のみなさまには、本研究についてご理解いただき、また大津市歴史博物館には全面的な協力をいただいています。記して謝意を申し上げます。

(東谷 智)

(表紙)

「宝永四歳

本堅田村諸色留帳

亥正月

御飭松之覚

酉ノ年ハ松三尺余、式尺余、三飭根引松十五

本、杭木甘本にて代

銀六匁相渡し申候事

一、三階小松

八本 高サ三尺斗成ヲ

御年徳・曆其外何やかや

一、三階小松

式本 高サ三尺五寸

御具足之立松

一、根引小松

三十五本 高サ六七寸ハ一尺迄

一、松杭式拾本

長サ壹間斗 末口二寸三分斗

右衣川村へ申遣ス

一、大飭松

三飭 長サ二間二而 五階

女松と男松と取ませ

一、中松

四飭 長サ壹丈余り成ヲ

代十五匁中 一かさり二付式匁式分ツ、

兩在地へ申遣ス

一、中松六飭 長サ 壹丈余り

一、葉付竹

五十七本 内三寸四寸五十本 五寸廻り七本

代■匁

谷口江申遣ス

惣合

内 廿三匁 舟ちんノよし二而

伝右衛門様被下置

メテ

口上之覚

一、私甥伝吉と申もの、京都方旧冬罷越、当分之内私宅

罷居候、為御断如此二御座候、又候永ク罷在候ハ、

御断可申上候、以上 亥正月五日 にし宮丁

喜兵衛 印

一、伝右衛門様方庄や茂兵衛・八郎兵衛・喜兵衛・年寄

兩人御用所へ被召寄、鎌井弥大夫御役義被召上候間、

其段町々へ可申渡候、当分借り役今井伝兵衛へ被召

付候間、其段相心得申様二と被仰付候事

亥正月十三日

一、御手代様方へ、キ兵衛・茂兵衛、年寄兩人被召寄、

奕博其外諸事かしましき義無之様二町々へ申渡し申

様二と被仰付、則不残ふれ申候事 正月十四日

二、宗旨帳面之義、例年之通随分念入相認、頭印も押、

先假とち二いたし、指出し可仕申候、尤寺印并庄屋・

年寄・頭百性連判斗残置、来三月十日迄二差越可被

申候、遅引有間敷候、以上 正月廿三日 木村藤介

御下中三通二而廻ル 田中文内

一、御在所御小人七人、右之御小人一年御給金一兩二歩

宛二而候、御領分之内被召仕候間、兩郡方抱出し可

申候、尤急々ニ村々予吟味仕奉公人之義、廿四、

五方三十斗三十四、五迄之年頃之者相究、出し可被

申候、以上 正月廿日 龜田伝右衛門

本堅田 高田仁右衛門

庄や中 右割書之覚

右之通被仰出候、我々以了簡兩郡割合二いたし候、則

兩高嶋二而三人、志賀二而四人二当り候、御公儀方御

給金一兩式分と被仰出候、然共給金不足故奉公人有間

敷と存、尅人二式歩宛まし可申候、尤増金郷割之節打

出し可申候、御書付之節頭之者、来月廿四、五日頃迄  
ニ御出し可有候、其村々無油断御出し可被成候、以上

正月廿二日 本堅田庄や

茂兵衛

市兵衛

兩郡二通二而廻ス

御用之義有之候間、明五日四つ時分ニ、村々庄屋・年  
寄名書之者、面々印判持可被參候、尤四つ時分、堅田  
へ參着候様ニ可被參候、自然名付之者差合候ハ、庄  
やニ而も年寄ニ而も、此方へ罷越候者右差合申候もの  
之印判持參可申候、尤耆人も欠不申様ニ有度候間、左  
様ニ可被相心得候、以上

二月四日 龜田伝右衛門

高田仁右衛門

御下志賀斗

二通二而廻ル

右之通たとい年番替り候共、右之名前之者可參候、以  
上

此廻状留り之村を返し可申候、以上

猶々、書■廻状今夜中ニ可相廻候

亥年川普請見立差上ケ

川中 六左衛門田ノ頭

一、しからミ 十間

下浜 五右衛門中二郎左衛門田頭

一、しからミ 十五間

下浜を彦右衛門田ノ尻

一、しからミ 十式間

川中をほこらノ頭迄

一、しからミ 廿八間

うして

一、しやかこ 十二間物三

同

一、同 六間物一

の入

一、同 十四間物一

同

一、同 六間物二

うすた

一、しからミ 八間

同

一、しやかこ 八間物二

から水

一、しからミ 十間

同

一、しやかこ 十間物一

から水

一、しやかこ 六間物二

なつめた

一、しやかこ 十間物三

内ニはね二つ有

同

一、同 六間物壹

とり居前

一、同 十式間物二

同

一、同一 十間物二

から水

一、同 八間物壹

から水、うすた、あいへ、ほこら、川中、井戸

一、笠置 三百三十間

新川筋

大海道石はしノ下

一、しからミ 六間

つく田五ヶ所ニ而

一、しからミ 十五間

かみとは

一、同 四間

しやかこメ百九十四間■<sup>(貳十)</sup>■

しからミメ百八間

笠置メ三百三十間

右之通内見分仕、差上ケ申候、弥御檢分之上、御普請  
被為仰付被下候ハ、可■候、以上

宝永四年亥二月 本堅田村庄や

茂兵衛

市兵衛

年寄

彦右衛門

勘兵衛

高田仁右衛門様

龜田伝右衛門様

一、宗旨帳之義、先達而申触候通、三月十日迄ニ無相違

指出し可被申候、御急キ候故重而申遣し候、遅引有間敷候、為其如此ニ御座候、以上

二月廿四日 木村藤介  
田中文内

御下中三通ニ而廻ル

一、朽木監物様御下、同国高嶋郡小川村五郎右衛門世倅

龜と申仁、今日も眼病養生ニ、我等方ニ被居申候

一、本田泊耆守様御下、河内国交野郡正代村半右衛門娘

小いわと申者、今日より眼病養生ニ我等方ニ被居申候

候

亥三月六日 市郎左衛門後家

りん

稲葉四郎右衛門人相之覚

一、年五十八、九、六十くらいニ相見へ候

一、かつかうやせかたち、せい大体も高し

一、ほうかまちはり、齒ぬげ、少ハのこり有之候

一、目大ていより少ほそく、上まふた少はれた、れ、な

みた出候とてひたものなて申候事

一、歩行之節あをむき、身ふり少ゆるみ候様ニ相見へ候

一、あたま年のかつかうニ相見へ、うすあかく有之候、

乍去一年余り籠舎ものゆへ、此節ハかミをそり可申

候哉、不分明候

一、手足ふつつかに、久々手錠・足かせ入置候へハ、う

でくびに手錠の跡可有之候哉、尤足ニも足かせの跡

可有之哉、以上

一、此人相書之通之者、他所も参候歟、或しのび居候ハ、

捕置早々注進可仕候、尤於村々此書付写置、惣百姓江此旨可申候、若隠置他所も相知候ハ、宿主ハ不及申、庄屋・年寄可為越度候条、念入吟味可仕候、

已上

龜田伝右衛門印

三月十四日

高田仁右衛門印

右村々

無油断相廻し、留り之村も戻し可申候、遅々申間敷

候

覚

一、竹百三本 四寸 下在地村

五寸 向在地村

一、小から竹貳束

一、杭百拾本

覚

一、御藏番人之儀、度々遅々有之ニ付、此度町々組頭・

年寄相談之上、明晩も大中町も一人、宮切町も老人

ツ、互ニいたし相勤申答ニ相定候、番賃之義、一夜

ニ五分宛ニ請合申候

此上遅々無之様ニ可申付候、尤暮六つも罷出、明ヶ六

つ迄相勤可申事

宮ノ切町

亥

五郎兵衛

卯月廿三日夜

吉右衛門

大中町

次郎左衛門

若松様京都御旅宿江為窺御機嫌、村々庄屋・年寄参上仕候義、堅ク無用ニ可仕候、為其如此ニ候、以上

卯月廿五日 龜田伝右衛門

高田仁右衛門

衣川・千の・赤塚へも参候

本堅田初・谷口・中村・沢村・普門・大野・向在

地・下在地、右村々庄や中

(抹消)

「 覚 生国ハ越前之「 一」白

ふミニ而御座候、近年

一、毎々此文助と申者、亥三月も同九月迄御奉公ニ出

シ申候、此者生国ハ駿州小田切村之者ニ而、先祖も

我等能存候ニ付請人ニ相立申候、此者若取逃・欠落

仕候歟、又ハ如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、尋出シ、

其雜物ハ不及申、本人替り」

覚

一、前々も被仰付候諸事御法度之趣、毎月小百姓へも不

残申聞セ、急度相慎可申事

一、博奕之義、当二月御下目付衆御替り之節、御吟味被

仰付其節ハ静ニ候所ニ、又此比猥ケ間敷由相聞江申

候由、就夫町々百姓中一人も不殘寄会いたし、急度

相慎候様ニ可仕之由、得其意ヲ申候事

右之通町々ニ而毎月寄合仕急度申聞せ吟味可仕候、此

上ニも左様之儀仕候へて御吟味ニ相申候ハ、何れ之

町ニ御座候共、此連判之者共不調法ニ可被成候、以上

大道町組頭

亥

四月廿八日 同町年寄

五兵衛(印)

市郎兵衛(印)

同断

勘兵衛

大中町年寄

次郎左衛門(印)

同丁

五郎右衛門(印)

新中町年寄

又十郎(印)

同町組頭

善兵衛(印)

東ノ切町年寄

次郎左衛門(印)

同町

甚右衛門(印)

同町

与左衛門(印)

作兵衛(印)

宮ノ切丁

彦右衛門(印)

同丁

伊兵衛(印)

宮切丁

吉右衛門(印)

同丁

五郎兵衛(印)

同丁

三郎左衛門(印)

野々内丁

徳左衛門

同

孫左衛門(印)

同

助右衛門(印)

同

清六(印)

外輪町

勘左衛門(印)

同

次郎兵衛(印)

宮ノ切町組頭

作右衛門(印)

小中町

九右衛門(印)

二人組

孫左衛門(印)

釣獵師年寄

三郎右衛門(印)

同

太兵衛(印)

亥

卯月廿八日

同

吉郎兵衛

東獵師年寄

四郎右衛門(印)

庄屋・年寄中

まいる

一、先達而申渡候通、其浦々運上船并田地養船去秋方段々

相改候、残分小船二而大江江廻船難成候付、此度船

役人遠藤弥次兵衛浦々江相廻候間、無遅滞様可致候

一、去秋申渡候通、新造又者造替船有之候ハ、早々大

津船改役所へ申通一改請可申候、極印無之船一切通

用仕間敷候

一、当亥年船員数帳、兼而増減致吟味置、如例年相認指

出可申候、日限之儀重而可申遣候、此状所付下二致

名印早々相廻シ、留リ二而役人江可相渡候、以上

亥

四月十七日

石原清左衛門印

弥次兵衛殿方添書ノ写

我等儀、残船印改として罷出候間、浦々最寄へ集船仕、

無遅々様ニ可被致候、船二而相廻り候、泊休諸色入用

此方方持参申候間、支度有之間敷候、今廿一日野洲郡

木浜江罷出、此順ニ相廻り候間、可被得其意候、以上

亥四月十七日 石原清左衛門支配船役人

遠藤弥次兵衛印

浦々船年寄中

木浜村方北郡駒井百三十八村有、今堅田方亥五月

九日ニ参候

〔狭み込み〕

「 覚

一、石原清左衛門殿を廻り沓通、礎ニ請取申候、以上

亥五月九日 おこと村

本堅田御役人衆中 茂兵へ（印）

奉願候口上之覚

一、儀兵衛義、去ル二月初比狂気仕候二付、小家へ押込

置申候、然所ニ三月中旬ノ比病氣ニ罷成、色々療

治いたし候へ共次第ニ草臥、此比ニ罷成薬食事も被

下不申不便ニ奉存候、御慈悲ニ病中之内本宅へ出シ、

養生いたさせ申度奉存候、尤昼夜共無油断番之仕可

申候、此上ニも油断いたし無調法仕候ハ、私共い

ケ様共可被仰付候、為後日願書如此御座候、以上

宝永四年亥五月十三日

年号月日 新中町儀兵衛兄

九郎右衛門

同断 善兵衛

一門 孫左衛門

同断 安兵衛

新中丁年寄

又十郎

庄や 同丁五人組

四人 不残四人

右之通、兄弟兩人・一門・町年寄・五人組連判仕願申

候ニ付、則私共立会病人様子見分仕候処ニ、右願書之

通相違無御座候、右願之通被為仰付被下候ハ、忝有

可奉存候、以上

庄や 八郎兵衛

亥五月十三日

喜兵衛

茂兵衛

田中文内様

木村藤介様

一、五月十九日ニ溜池ノ水ぬき申候、十一日方雨ふり不

申候事

一、於京都若殿様御痘瘡被成候、依之堅田中頭分ノ者・

御出入之輩、或ハ医者等ニ至迄、堅ク御見廻ニ参候

事無用ニ候間、必上京申間敷候事、御用所ニて庄や

四人へ被仰付候事、最寄ノ村々へも申遣候様ニ可

被仰付候事

いノ五月廿四日

覚

衣川渡り瀬ノ下

一、しやかご 長式間半物 三つ重

同所少シ下

一、同 長四間物 三つ重

同所ノ下

一、同 長三間物 壱つ

野入ノ頭

一、同 長三間物 壱つ

新川みこと、つく田ニヶ所

一、しからみ 長五間、高サ壱尺六寸斗

右之通内見仕候、此上被仰付可被下候、以上

亥五月廿四日

庄や

八郎兵衛

き兵衛

市兵衛

高田仁右衛門様

亀田伝右衛門様

右五口ノ杭竹積り仕候様ニと被仰付候ニ付、有増手代

衆ニ而積り申候留

衣川筋

一、しやかご廿五間半

此竹六拾三本 但、壱間ニ式本半宛

目通り五寸六寸ノ竹ニて

此杭五拾九本

但、おくり三本打、

かご数八つ有

新川筋ニヶ所ニて

一、しからみ長サ五間、高一尺六寸

此竹拾六本、目通り三寸四寸、長サ三間

此杭廿式本、一間ニおくり四本打

右之通、積り差上申候事

亥五月廿四日

八郎兵衛

木村藤介様

き兵衛

うす田溝堀ノ留

一、白田、北井戸、あいへ式町、うして八大道二郎左衛門方北へ

右之通四町方出ミそほり申候、

但、一反方老人宛出、被出者ハ一反三分ツ、集、雑用ニ払済申候

亥六月八日

覚

一、町反合式拾七町式畝五歩

此分米四百拾七石四升三合

浜下々田

一、六町式反四畝廿四分

此分米五拾六石式斗三升二合

分米合四百七拾三石式斗七升五合

右之通、水入御田地見分仕申候、当年ハ不残植付申候所、其儘水込上り、若苗ニ而水下ニ成申候故、殊外苗いたミ候様ニ相見へ申候、以上

亥

庄や二人

六月九日

年寄二人

高田仁右衛門様

亀田伝右衛門様

百々折右衛門様、御代参御発足之節ニ被仰渡也

一、鎌井弥太夫殿前役ニ被仰付候旨、木村藤助様被仰渡、

則町々年寄為申聞、小百姓へも不残為申聞候様ニと

申付候

亥

六月十六日

一、亥七月十三日ニ八郎兵衛・喜兵衛・徳左衛門へ被仰付候ハ、先月廿二日ニ御駕籠者内九兵衛儀欠落仕候、御用金三両式分と、御頭木ノ内権兵衛殿方口入之金

式両三分と、合六両一分取にげ申候、自然当地なとへも参候ハ、搦捕置可申由被仰付候、金子之義、

先三両式分五六日ノ内ニ急度差上ケ可申候、被仰付候事、請人野々内仁右衛門・善平、兄長三郎・仁右衛門五人組忠左衛門・清右衛門・太左衛門・善兵衛、右之者共へ委申聞候事

い七月十三日

一、御用所方被仰付候ハ、当月十日ニ江戸西ノ丸ニ而若君様御出生被為遊候、則十一日ニ御本丸方御名ヲ家千代様と御付被為遊候御事、村々御領分中へ賑申候様ニと、私共方相触申候様ニと被仰付、則御下中へ三通ニ而相触申候事、目出度御義難申尽候事

い七月十九日触申候事

い七月十三日

一、御用所方被仰付候ハ、当月十日ニ江戸西ノ丸ニ而若君様御出生被為遊候、則十一日ニ御本丸方御名ヲ家千代様と御付被為遊候御事、村々御領分中へ賑申候様ニと、私共方相触申候様ニと被仰付、則御下中へ三通ニ而相触申候事、目出度御義難申尽候事

い七月十九日触申候事

一、村々庄屋百姓中男女之内、何千代と申名有之候ハ、今度相改名かへ可申候、向後男女之名ニ千代と申義無用ニ可仕候、以上

亥

いノ七月十九日触申候事

一、村々庄屋百姓中男女之内、何千代と申名有之候ハ、今度相改名かへ可申候、向後男女之名ニ千代と申義無用ニ可仕候、以上

亥

七月廿三日

亀田伝右衛門

高田仁右衛門

本堅田初、御下中三通ニ而廻ル

亥

分部若狭様御家来蔵田藤九郎殿と申仁、眼病氣ニ而貞

伴方ニ宿仕申候、以上

八月朔日

小東二郎左衛門

御庄屋中様

則藤助殿へ上ル

わら留

一、百四拾束

本堅田

一、十六束

谷口

一、十六束

沢

一、四十壹束

普門

一、廿四束

大野

一、三拾式束

向在地

一、三拾四束

下在地

右急御用ニ而候間、廿二日迄ニ御蔵迄指出し可被申候、以尤每度之通、五尺繩ニして念ヲ入差出し可被申候、以上

八月廿日

木村藤助

田中文内

右村々庄や中

いノ八月廿五日ニ

一、亥年神文累年之通被仰付、庄や四人・年寄式人血判いたし申候事

いノ八月廿五日ニ

一、船入用町々割付、亥八月廿五日ニ八郎兵衛方ニ而致、町々相触申候事

町々相触申候事

覚

一、泉州貝塚住人大工伝兵衛・同貫兵衛義、去年御断申

上候通、慥成仁ニ而御座候、此度いなこきとこね申候ヲ直しニ参申候故宿仕候、為御断如此御座候、以上

町々不残年寄中へ  
則印形取申候事

候、已上

借地主

宝永四年亥九月

半兵衛印

大中町

一、当重陽御礼之義、御忌中ニ候条、御家中へ御礼申上候義、無用ニ被仰付候、然上ハ町中共ニ礼之義相止可被申候、以上

大道年寄

宝永四年

二郎左衛門印

同町

勘兵衛印

亥八月廿五日 伝兵衛判

亥九月七日

庄や

同町

堅田御庄屋中様 勘兵衛判

町々不残触申候

庄や

本堅田村

市郎兵衛印

一、八月晦日夕、庄や兩人ヲ御陣屋へ藤助殿、弥大夫殿

い九月七日

御庄や中

ニ被召候而、宮之切仁太又候哉参居候、兎角役人不知吟味故、左之通ニ候「」急度内証ニ而吟味いたし候様ニと被仰付候、罷帰、町彦右衛門其外五人組・一門共寄、致吟味候処、家ニ取籠居候故、すかし為出、明ル朔日ニ御断申ニハ、家有之故又々可参

一、村々へも宿々へ申付候様ニと被仰付、不残相触申候事

(抹消)

「右之通、被為仰付被下候ハ、難有可奉存候

茂難斗旨藤助殿へ申上候処、兎角願書ハ追而之義、早々家禿候様ニと被仰付候故、則日ニ為禿候、願書一兩日中可取旨也

覚

亥九月十五日 同 喜兵衛印

一、九月五日ハ早田立見初ル、御奉行仁右衛門様・藤介様御兩人斗御出、残り之御衆中ハ御出無御座候事

一、高嶋郡御検見、明後十六日ニ罷出候、来ル廿五、六日之比者仕廻帰り候間、近在村々御検見大通見分之願、又ハ小検見願候共、如例年指出調置、廿七日ニ堅田へ持参可仕候、以上

高田仁右衛門様

亀田伝右衛門様

一、九月五日ハ早田立見初ル、御奉行仁右衛門様・藤介様御兩人斗御出、残り之御衆中ハ御出無御座候事

亥七月十四日 高田仁右衛門印

一、小人梶助義、御奉公難成ニ付、御暇出、其替り出シ申候様ニと被仰付、則沢村・大野・普門・両在地村・衣川村へ呼状遣申候事

一、祥瑞寺於境内ニ、殺生弥相慎可申候、并猥ニ土手ノ内へ舟さし入塵あくた等堅捨申間敷候事

本堅田初、衣川、千野村、谷口村、沢村、中村、普門、大野、向在地、下在地、右村々庄や中まいる

亥九月十七日 き兵衛方

覚

廻り済候ハ、返し可申候

六ヶ村庄や中へ

右之通、弥向後急度相慎候様ニ、町々之家々へ不残可申付候、別而野々内町、宮ノ切町ハ近所之義ニ候間、子共ニも別而入念之可申付候、以上

口上書之覚

(抹消)

一、本福寺家来半兵衛と申者、今堅田村源右衛門と申者

一、本福寺家来半兵衛と申者、今堅田村源右衛門と申者

「右御願申上候通吟味仕候処、慥成者ニ御座候間、願之通被為仰付被下候様奉願候、以上

亥九月

庄や

度旨申候ニ付、如斯御断申上候、宜様ニ御願可被下

亥九月十六日

庄や八郎兵衛印

同 喜兵衛印  
高田仁右衛門様  
亀田伝右衛門様

覚

一、御下千野村彦兵衛後家世悻七兵衛十三才之男子、当  
九月十日私方ニ半奉公ニ抱置申候

亥九月十四日 東宮吉右衛門

御庄屋中まいる

覚

一、御小人老人御用之由被仰付候ニ付、滋賀郡近在之分  
相尋候へとも無之候、就夫明後十九日ニ村々庄や中  
当村へ相問、鬪取ニ而茂致出シ申答ニ御座候、其元  
ニ若相応之奉公人候ハ、給金ハ只今方来子ノ三月  
迄ニ壹両壹分可出候間、御肝煎御出シ可被成候、万  
一無御座候ハ、六ヶ村庄や中相談被成鬪取ニ、壹  
人庄や衆当村へ御越可被成候、以上

亥九月十七日 八郎兵衛  
葛川六ヶ村庄や中 き兵衛

比良・小松村へも遣し申候事

一、石原清左衛門様御儀、九月十八日ニ木浜村方当村へ  
御渡り、夫方仰木村へ御越被成候、則監物様向本庄御へ茂兵  
衛方申上くれ候様ニと御申付、早速申上候処ニとか  
くも留主候間、弥大夫殿へ申入、宜様ニ可仕候と被  
仰候共、則御陣やへ參候処ニ、夜前ニ弥大夫殿大津

へ米ウリニ御越被成候ニ付、又々直ニ織右衛門様へ  
申上候、俄之事何共難被成思召候へ共、先々監物様  
へ御相談之上、いか様共可被成候と被仰候、折節清  
左衛門様茂木浜村方遅御越被成、織右衛門様も首尾  
能御逢被成候事、我々共も首尾よく相勤相済申候、  
又十九日早朝方御帰り被成候由承知仕、則茂右衛門  
へ町々掃除申付候、又々織右衛門様ニも野々内忠右  
衛門門ニ而、首尾克御逢被成候事、我等々ハ御陣屋  
ノ橋爪ニ而御付付之衆御出、首尾克清左衛門様へ御  
目見へ仕候事

九月十九日

覚

亥 九月廿八日ニ  
一、弥大夫殿方喜兵衛呼ニ被遣被仰渡候者、大橋ノ上ニ  
頃日たはこから干置申候、諸人殊外行合ニ迷惑致候  
ニ方、取申様ニ近所ノ者共へ申渡候、然所ニ又々夜  
前あつきがら干置申候、殊外猥ケ間敷候間、向後橋  
ノ上ニほし物色々不仕候様ニ、急度御申渡シ可有之  
事

同断

一、頃日町々ニ而ひなわニ火ヲ付、又ハたはこヲのミ  
く町中ヲあるき申候、不用心ノ至ニ候、殊ニ収納  
ノ砌ニ候間、必左様□猥ケ間敷儀不仕候様ニ御申付  
可有之事

同断

一、城屋敷与兵衛・仁右衛門・伝兵衛・二郎左衛門、此

四軒へ諸事御荷物など舟方上ケ候ハ、早速送り状  
拜見ヲ致、当所ヲ舟頭ニおすへ、荷物滞不申様ニ可  
仕候、時々「」荷物滞申候間、必左様之不屈無  
之様可仕候由、急度御申し候可有之と被仰付候事  
一、文内様方呼ニ被下被仰付候ハ、明後朔日方辻々ノ番  
可仕候事、尤番部や破損之所、能繕可申候事被仰付  
候事

亥九月廿八日

亥十月二

文内様へわらノ書上ケ

西ノ四月十二日 西ノ十二月廿二日方廿八日迄  
一、米わら廿五束 一、米わら十九束、是ハ常ノ束ニ  
西閏四月十四日 て公儀へハ三束壹束ニいたし、  
一、米わら十束 六束と書上ケ  
申候事

西同廿九日

一、同 十束

西五月九日

一、同 十束

西十月廿五日

一、同 十五束

西同廿六日

一、同 三十束

西同廿七日

一、同 十束

いノ

九月四日

十六束 谷口  
十六束 沢  
四十一束 ふもん  
廿四束 大の  
三十二束 向在地  
三十四束 下在地

亥ノ八月廿日ニ五尺なわニて  
一、米わら三百三束 堅田  
内 百四十束



可申進候、以上、義ハ追付御下札出申時分ニ可致候  
間左様ニ御心得可被成候、以上

亥十月十七日 本堅田

庄や八郎兵衛

き兵衛

廿八ヶ村へ三通にて廻ス

覚

中繩五十たくりヲ壺把ニして

一、廿五わ 本堅田 一、拾把 谷口

一、拾把 沢村 一、式拾把 普門

一、十五把 向在地 一、拾把 大野

一、拾把 下在地

ノ百把

右之通、当月廿四日迄ニ無滞差越、百々織右衛門方へ

相渡し可被申候、以上

十月十七日 木村藤助

田中文内

右村々庄屋中

定

一、大工作料之義、去ル比壺勿八分宛願候ニ付、組頭・

年寄立会之節致相談候処、諸方共ニ工作料上リ不申候

由及承候、然上ハ当村ノ義、壺勿八分と申義迷惑ニ

候間、壺勿六分迄ニ御申渡可被下候、其儀大工中ノ

不同心ニ候ハ、向後当村大工頼申間敷候、其通り

大工中御申渡可被下候、以上

亥十月晦日 組頭

五兵衛

年寄 勘兵衛

同

一郎兵衛

同

次郎左衛門

同

又十郎

同

五郎右衛門

同

九右衛門

同

甚右衛門

同

次郎左衛門

同

与左衛門

同

吉右衛門

同

五郎兵衛

同

善右衛門

年寄

伊兵衛

組頭

安兵衛

同断 作右衛門

同断

孫左衛門

野々内年寄

徳左衛門

同

助右衛門

同

清六

同

次郎兵衛

同

孫左衛門

と川同

勘左衛門

覚

一、伝右衛門様御加役之義ニ付、弥諸事相慎申様ニと、

御手代衆ヲ被仰付、則町々年寄会合ヲ立委細ニ申

渡、町々小百姓へ不残被申間候様ニと申付候事、以

上

亥十月晦日夕

口上之覚

一、儀兵衛義当春致乱気候、其節江戸普妙寺方へ義兵衛

ノ書状遣之候ニ付、昨十六日九郎衛門・善兵衛并一

組頭

門共、年寄被召出、右書状遣し候義存候哉と御尋被為遊候、私共へ右之書状指下候義何之相談も無御座、曾以不奉存候、安兵衛義ハ当月十五日御手代衆様方へ口上書指上候節、善兵衛始而申聞承知仕申候、孫

左衛門義ハ当春書状指下候以後、善兵衛申聞承知仕候、然所当月十五日九郎衛門・善兵衛指上候口上書

二私共義も加印仕候二付、昨十六日被召出候節、存候哉と御尋被為遊候、其節私共へハ知らセ不申候段、

善兵衛言上仕候通二曾而不奉存候、然共十五日二差上候口上書二私共義も加印仕候得ハ、兼而内証存候様ニ相聞迷惑至極、不調法之仕合ニ奉存候、依之年御断書指上申候、以上

宝永四年亥十月十七日 安兵衛

孫左衛門

田中文内様

木村藤助様

覚

柘植平右衛門様御内 堀田大学内

一、太田文右衛門様へ御状箱壹通

撰州吹田村二而 大嶋玄蕃様

望月監物様 5

有坂政右衛門様

銀 亥ノ十一月二日包

一、式百七拾九匁六分 壹包

改 清六

亥十一月二日包

一、銀貳百壹匁六厘 改 清六

一、藤木重左衛門様へ書状一通 吉崎彦四郎方  
右之通小野村重左衛門方へ遣候様ニと御用所方被仰付、則年寄徳左衛門へ為持遣し申候

亥十一月二日二、野々内徳左衛門ニ為持遣申候事

則請取参、御手代藤介様へ有坂政右衛門様方ニ御座候故、則相渡シ申候、是にて能御座候と被仰候事

亥十一月二日夜

一、霜月六日ニ弥大夫殿大津方御帰り被成候、米ねたんノ義高嶋一斗五升二、三合、志賀大つふ一斗四升五、六合位と被仰候事

野々内町仁左衛門持高

野々内丁

一、屋敷 一所九歩 分米四升二合

德行

一、上田 壹反壹畝歩 分米一石七斗六升

大池

一、上田 七畝廿一步 分米一石貳斗三升貳合

河原た

一、上田 壹畝壹歩 分米一斗六升五合

谷ノ口

一、下田 廿四歩 分米壹斗四合

中山

一、上畑 廿歩 分米六升七合

北山

一、下畑 壹畝壹歩 分米六升貳合

分米ノ三石四斗三升貳合

右之通高所持仕居申候処ニ、当七月御取替金三兩貳分指上候節、一家并町内ノ年寄加判仕、右之田地不残質物二入、借用仕差上申候、此外家督一円無御座候、以上

亥十一月六日

喜兵衛印

本堅田庄や

八郎兵衛印

十一月十八日御用所方御極被下候

亥年先納直段

二表半

石五升廻シニメ七拾目貳分六厘貳毛かへ

志賀郡

金ニ而拾匁ニ一斗四升三合七勺かへ二被仰付候

銀ニ而拾匁ニ一斗四升九合四勺四才かへ二被仰付候

金相場 亥十月十五日ノ霜月十五日迄平均

五拾五匁七分六厘九毛かへ二被仰付候

仰付候

南高嶋 金ニ而一斗四升七合六勺七才かへ

銀ニ而一斗五升三合五勺七才かへ

北高嶋 金ニ而一斗五升壹合九勺かへ

銀ニ而一斗五升六合一勺九才かへ

亥十一月十八日ニ被仰付候事

十一月廿日ノ廿五日迄平均直段

本堅田 壹斗四升 谷口 壹斗四升

千野村 壹斗四升 衣川 一斗三升九合

普門大野村 壹斗四升壹合

兩在地 沢村 壹斗四升貳合

右之通伝右衛門様〆九右衛門被仰付候

十一月廿七日ニ殘銀可差上由被仰付候

乍恐口上書ヲ以御願申上候

一、定使茂右衛門居屋敷之義、只今迄ハ外輪町市兵衛屋

敷借用居住仕罷在候、然所ニ勝手悪敷御座候ニ付、

私町ニ御座候持屋敷之内、借り家建申度願申候ニ付、

御断如此ニ御座候、以上

亥十二月一日 東宮町

茂兵衛

本堅田庄屋中

右願書之通相違無御座、御願申上候通被為仰付被下候

ハ、忝可奉存候、以上

喜〔印〕衛印

八〔印〕衛印

外三合余処遣ス

一、御納米八升四合 下仰木村へ

尾崎池年貢ノ内へ遣ス

亥十二月十七日 使參則半米遣候

八郎兵衛〆立申候

覚

是ハ兩在地 兩在地へ

一、御飭松 三飭 長サ貳間

五階 女松 取合

男松

一、同中松 拾飭 高一間半余 壹丈余り

内四飭ハ兩在地へ

六飭ハ谷口へ

御年徳店何やかや

一、三階 小松六本

高三尺余り成ヲ

御具足ノ飭

一、三階ノ小松 貳本

同断衣川へ

一、三階ノ小松 四本

同断衣川へ

一、根引小松 廿五本

男女取合

長サ六、七寸〆壹尺迄

一、松杭 貳拾本

長壹間余り

一、葉付竹 五拾七本

谷〔口〕へ

内三寸四寸五十本

一、ほなか 貳俵

一、ゆつり葉 貳俵

一、やふかうし 壹把

谷口へ

右例年之通当月廿七日迄御越可有候、以上

十二月〔印〕兩庄屋

村々中

今度平井太右衛門殿物頭御役被仰付候、太右衛門殿跡

御役亀田伝衛門殿へ被仰付候、村々可被存其意候、右

為御祝義村々〆被參候義年内無余日候間、正月御年礼

ニ參上之節ニ可被相勤候、以上

極月廿六日 御手代「」

村々不殘

□□

書ヲ以御願申上候

一、私叔母まあと申者只今迄〔印〕都下立売日暮西へ入町玄

宿借屋ニ罷有候処、夫嘉兵衛相果申、其上年罷寄渡

世難成御座候間、私方へ参度由申候ニ付、引取申度

奉存、御願申上候、以上

亥十二月〔印〕日

小東町 長三郎

同年寄 次郎左衛門

十二月廿一日

本堅田村

御庄屋中